

## 整備環境の状況

## 1 規制（主なもの）

関係法令等	区分	項目	内容
文化財保護法 （史跡天然記念物 「屋島」の保存管理 計画）	山上地区	地形変更	・ 認められない。
		建築物・工作物	・ 文化庁長官の許可が必要である。 ・ 新築は、原則として認めないこと。 ・ 景観保護のため、適切な植栽等に努めること。 ・ 色彩および形態が、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。
自然公園法 （瀬戸内海国立公園 （香川県地域）管理 計画）	瀬戸内海国立公園 第2種特別地域	建築物	・ 環境大臣の許可が必要である。 ・ 周辺の自然景観および人文景観を損なわないこと。 ・ 主要展望地および海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意すること。 ・ 奇抜な意匠は避け、落ち着いた外観意匠とすること。（屋根の形態、屋根の色彩、外壁の色彩等） ・ 高さは、13m以下とすること。 ・ 建築面積は、2,000㎡以下とすること。 ・ 敷地面積が1,000㎡以上の場合、建ぺい率20%、容積率40%以下とすること。（建築面積によって段階的に設定）
都市計画法	特定用途制限地域 （一般環境保全型）	土地利用	・ 建ぺい率50%、容積率80%以下とすること。
		建築物	・ 高さについて、10mの制限があること。
建築基準法	—	建築物	・ 高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例において、建築物の用途制限が定められている。
		敷地と道路との関係	・ 建築物の敷地は、建築基準法の定める道路に2m以上接していなければならない。なお、現道は、建築基準法の道路に該当していない。
景観法 （高松市景観計画）	山地・丘陵地景観ゾ ーン 瀬戸内海景観ゾ ーン	建築物	・ 高さが10mを超え、または延べ面積が1,000㎡を超える建築行為は、事前協議、届出等が必要となり、基準に適合していない行為については、勧告・変更命令等の措置が講ぜられる。 ・ 色彩は、マンセル表色系を使用した数値基準に基づき、周辺景観と調和を図らなければならない。

## 2 敷地

関係法令等	区分	項目	内容
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地外	埋蔵文化財	・ 包蔵地に指定されていないため、届出および調査義務は無いが、屋嶋城跡、屋島寺などに関連する重要遺構が存在することも想定され、工事途中で発見される可能性がある。
—	—	用地確保	・ 安定した事業運営を図るため、長期的に用地を確保する必要がある。

## 3 その他

関係法令等	区分	項目	内容
高松市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例等	給水区域内	上水道	・ 旧屋島ケーブル山麓駅付近から、山頂駅付近タンクを経て、南嶺山頂から各施設に配水されており、1次側給水栓までは、高松市水道局の管理区分である。
	処理区域外	生活雑排水、し尿	・ 平成12年の浄化槽の改正により、新設については、合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。